

研修等の開催において、配慮が必要な受講者への対応について

1. 目的

- ・本会が主催する研修等において、配慮が必要な受講者に対し、本会は、予算措置を講じるとともに、必要な対応を行い、研修等への参加に支障がないように努めるものとする。

2. 研修等の範囲

- ・第1項が規定する研修等の範囲は、本会の委員会または、地区ブロック、事務局が主催する研修、学習会、各種イベント等とする。ただし、他団体が主催または本会が後援する研修等は除く。

3. 参加者への周知

- ・研修等の参加にあたり、配慮が必要なことの有無について、募集要項等に、あらかじめ記載する欄を設けるとともに、参加者は研修等の参加に必要な配慮事項を事前に申告してもらう。

4. 対応の範囲

- ・対応の範囲は、車いす（移動要因の確保）、付き添い（座席の確保、受講料無料）、手話通訳、要約筆記とする。

5. 予算措置

- ・必要な経費は、生涯研修センター経費として予算化し、本会事務局が負担する。

6. 対応の手配

- ・手話通訳、要約筆記の手配は、事務局を通じて、依頼する。

7. キャンセルの場合

- ・配慮を要する者が、研修日の2日前までにキャンセルを申し出た場合、または当日、病気や葬祭など、やむを得ない理由で欠席した場合のキャンセル費用は全額本会の負担とする。
- ・ただし、研修日1日前の直前のキャンセル、または無断キャンセルなど、やむを得ない理由と認められない場合はキャンセル費用の全部または一部をキャンセルを申し出た者より徴収する。

8. その他

- ・この規定は平成26年11月1日より実施する。